

ふれあい懇談会会議録（令和4年度 第2回）

団体名 原町区保育所（園）こども園父母の会連絡協議会

開催日 令和4年11月15日

時間 18時30分～20時30分

場所 原町聖愛こども園ホール

参加者 団体関係者15名

市長、健康福祉部長、健康福祉部理事（新型コロナ対策担当）、建設部長、市立総合病院事務部長、総務部秘書課長、秘書課広報広聴係長、秘書課広報広聴係員

1. 開会の挨拶
2. 代表挨拶
3. 市長挨拶
4. 懇談会
 - (1) 子育て環境 公園等の整備について
 - (2) 今後の医療体制の整備について
 - (3) コロナ対策について詳細は別紙「ふれあい懇談会発言事項一覧」
5. 質疑応答
6. 閉会の挨拶
7. 閉会

No.	発言者	発言内容	回答者	回答事項
1	保護者	既存公園の整備を充実させてほしいとの意見があります。憩いの河畔公園（仲町）や大原水辺公園などの親水公園などのがれきの撤去や草刈り、トイレの設置などをお願いします。公園の環境整備について、市の考えをお示してください。	建設部長	<p>県が管理する2級河川敷地内に整備している「憩いの河畔公園」や「大原水辺公園」などは、令和元年度の豪雨災害の影響で被災したため、市から県へ災害復旧工事などを実施するように要望していますが、住民の安全確保のために河川堤体復旧を優先したことから、公園等の復旧が遅れている状況です。</p> <p>大原水辺公園について 県では令和3年に公園の園路復旧をしましたが、流木等の撤去が終わっていないため、市から県に早期撤去を求めます。草刈りは、県と締結した管理協定に基づき市の業務委託で年3回、大原行政区の公園愛護会で年2回、草刈りを実施しています。トイレ設置は、公園の敷地が河川敷地内のため、安全性等の関係から固定式トイレが設置できない状況です。</p> <p>憩いの河畔公園について 遊歩道や遊具、親水階段などが被災したため、市の要望を受けて県では令和4年度中に公園の復旧に着手する予定ですが、復旧範囲は調整中です。草刈りについては、10月に草刈りを行い、集草作業を行っています。トイレ設置は大原水辺公園と同様の理由で設置できませんが、隣接する牛越西公園にトイレがありますので、そちらをご利用ください。なお、牛越西公園のトイレはバリアフリー化の改修工事を行っており、令和5年4月の供用開始を予定しています。</p>
2	保護者	平日の午後の診療、土曜休日の診療(予約なしでも)や予防接種の実施を増やしてほしい、皮膚科を整えてほしい、これらの要望を検討して、医療環境を整えていただきたいと思いますが、市のお考えをお示してください。	総合病院事務部長	<p>小児科について 市立総合病院の小児科では、午後は予約制の予防接種、健診、慢性疾患や発育・発達フォローが必要なお子様に対応していますが、急に具合が悪くなった場合は可能な範囲で対応しますので、電話でご相談ください。</p> <p>診療時間外・土曜休日は、救急での対応となります。はじめの診察は当直医が行ない、入院治療や専門診療等が必要な場合は、小児科医が対応します。受診する場合はあらかじめお電話ください。</p> <p>なお、県では、夜間に突然具合が悪くなった場合のために、19時から翌8時まで「福島県子ども救急電話相談」（短縮ダイヤル#8000または電話番号024-521-3790）を設置していますので、こちらをご利用ください。</p> <p>引き続き、常勤医師の体制維持を基本としながらも、さらなる診療の拡充に向けても努力します。</p>

No.	発言者	発言内容	回答者	回答事項
3	保護者	平日の午後の診療、土曜休日の診療(予約なしでも)や予防接種の実施を増やしてほしい、皮膚科を整えてほしい、これらの要望を検討して、医療環境を整えていただきたいと思います、市のお考えをお示ください。	健康福祉部長	<p>皮膚科について 常勤医師を配置できておりませんが、県内外の非常勤医師によって毎週木曜の午前と、第2・4火曜日に外来診療を行っています。医師確保に向けて、福島県立医科大学等に要望活動を継続して実施している状況です。</p> <p>市では、市内に不足する小児科や皮膚科等の診療科を新たに開設する医師等に、開設に必要な費用を補助する独自の補助金(5,000万円上限、補助率1/2)で誘致を図っています。しかし皮膚科や小児科など、市内に不足する診療科で新規開設には至っていないことから、今後も県と連携して誘致活動を行い、診療科の充実に努めます。なお、市内で10年以上診療を継続している医療機関に、医療機器等の更新費用を補助(500万円上限、補助率1/2)し、必要な医療提供体制を継続するための支援も実施しています。</p> <p>予約無しの予防接種は、ワクチン(新型コロナウイルス感染症除く)の確保状況や使用期限があることなどから、ご予約をいただきながら実施しているところです。</p> <p><参考ページ> 「健康づくりガイドブック」> 予防接種(子ども・成人・高齢者) https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/sections/14/1440/14401/2/17657.html</p>
4	保護者	新型コロナウイルスも多様に変化し、対応も様々です。県のガイドラインに沿って、市での関連情報も示されていますが、知りたい情報がうまく活用されていないことから、陽性になった場合の対応として分かりやすいフローチャートやToDoリスト、医療機関の連絡先等の作成をしていただくと子育て世代の方も不安なく対応できると思います。市としての考えを発信していただき、共通の理解ができるような仕組みを作っていただきたい。	健康福祉部理事	<p>市では、新型コロナウイルスの感染防止対策に関する様々な情報について、市ホームページ等を通じて随時発信しています。発信情報は、ご意見等も参考にしながら、図を使用した解説や、分かりやすい表現に心掛けるなど、随時、改善に取り組んでいるところです。</p> <p>今後も、市民の皆様が必要とする情報について、迅速に、分かりやすくお伝えできるよう取り組みます。</p> <p><参考ページ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽性となられた方へ 療養期間、相談先情報など https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/kenko/2/1/topics/19902.html ・濃厚接触者の方へ 待機期間の情報等 https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/kenko/2/1/topics/19903.html ・感染に不安を感じている方の受診・検査の流れ https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/health/kenko/2/1/topics/19901.html

No.	発言者	発言内容	回答者	回答事項
5	保護者	子どもがいじめを受け、環境を変えるため学区を変更したかったが、住所を移す必要があると言われ、引っ越しました。区域外通学として認めてもらえるよう検討していただきたい。	市長	<p>実態調査は学校で定期的に調査していますが、教諭が把握できないケースなどがあるかもしれません。区域外通学については検討の時間を頂きます。要望については、個別に相談させていただきます。</p> <p>通学区域外就学（教育的配慮）について 本市においては、「南相馬市公立学校通学区域に関する規則」により、小学校12校、中学校6校ごとに通学区域が定められ、その区域に基づいて入学する学校が指定されていますが、「特別の事情がある場合は、通学区域外の学校に入学・通学することができる」ことになっています。</p> <p>いじめからの緊急避難、不登校又は不登校傾向の改善に関する教育的配慮における申請事由及び許可要件としては、 いじめの問題から緊急避難するため、他の学校への転学を希望する場合 不登校又は不登校傾向を改善するため、他の学校への転学を希望する場合 児童生徒の心身の保全及び情緒の維持のため、他の学校への通学又は転学を希望する場合 いずれも学校長の意見書が必要となる。（意見書は教育委員会より求める） の3つがあり、申請事由及び個々の状況を精査することにより通学区域外就学を認めることができます。</p> <p>いじめ・不登校等に関する通学区域外就学の申し出が保護者からある場合には、保護者に詳しく状況を確認するとともに、学校からも具体的な状況を聴取しながら、総合的に判断しております。</p> <p>以上のように、通学区域外就学における教育的配慮に関することについては、規則に基づき、各学校と連携しながら状況・情報を精査し、学校教育課が許可（不許可）しております。</p> <p>いじめを受けた子を保護するような制度、フリースクール等の居場所について 本市では、いじめ、不登校など教育上の諸問題について幼児・児童・生徒、保護者、教職員を対象に教育相談を行う場、あるいは、不登校児童生徒の学校復帰支援を行う場として、「学校教育支援センター（やすらぎ広場）」を設置しています。</p> <p>面接相談や電話相談については、平日の午前9時から午後5時まで受け付けており、学校の長期休業中も実施しています。</p> <p>また、不登校児童生徒を対象とした適応指導教室「やすらぎ広場」は、平日の午前9時から午後4時まで開いており、登室時間については、状況に応じて個別に相談することもできます。なお、鹿島区には「さくら教室」、小高区には「紅梅教室」が設置されており、通級児童生徒の実態に応じて開設しています。</p> <p>さらに、悩みや心配ごとのある小・中学生や保護者に対して、臨床心理士が相談を受ける「心のケア相談室」を月に1回程度開催しています。</p> <p>なお、市のこども家庭課では、「子どもの居場所づくり事業」として、NPO法人トイボックスに委託し、家でもなく学校でもない第三の居場所として「原町リトリート」を今年度の6月に開設しました。原町リトリートでは、ソーシャルワークスキルを有する職員が在在中し、利用者の状況に応じて心理面や学習面への支援についても対応することが可能です。</p>
6	保護者	いじめに遭っている子どもを守るため、対策をお願いします。市が実態調査を行ったり、不登校になった子どもたちがどのようなサポートを受けられるのか周知したりなどしていただきたい。		

No.	発言者	発言内容	回答者	回答事項
7	園関係者	いじめを受けた子を保護する制度として、学区外の学校に通学できるように配慮したり、学校以外の居場所を作るなどの配慮が必要ではないでしょうか。市で実態調査を行った上で、被害を受けた児童を守るために早急に対策してほしい。全市で発生数を把握した上で、いじめられた子は何人居て、その後どうなったのか、不登校となった子どもは何人いるのかまで考えていただきたい。		<p>適応指導教室を含む南相馬市の相談事業については、市のホームページに掲載するとともに、年度当初の校長会議、教頭会議において、各小・中学校の管理職に周知しております。また、「心のケア相談室」の開催については、毎回、各学校をとおして保護者の皆様に周知しております。今後、「心のケア相談室」の案内に合わせて、適応指導教室における相談や通所の案内を定期的に保護者の皆さんに周知してまいりたいと思います。</p> <p>いじめや不登校について実態調査とその対応について 市教育委員会では、毎月各小・中学校で行われている「いじめ発見調査アンケート」により、いじめの認知件数を把握しています。毎月の児童生徒からのアンケートに加えて、隔月で保護者にもアンケートを実施し、幅広くいじめの実態をとらえるようにしています。いじめを認知した際は、各校で当事者や保護者にしっかり聞き取りを行い、早期解決につなげています。</p> <p>なお、不登校児童数についても、毎月の動向を教育委員会に報告いただいております。各校では、児童生徒の状況に応じて、オンラインでの授業への参加や保健室・別室での学習を促したり、適応指導教室を紹介したりするなど、児童生徒や家庭との関係を保ちながら、子どもたちの心のケアや学習の機会を確保するように努力しています。</p>

No.	発言者	発言内容	回答者	回答事項
8	保護者	市の嘱託職員だった方から、出産を機に退職をほのめかされ、退職せざるを得なかったと聞いた。市の考えを教えてください。	市長	<p>そうした事例があったのか確認します。現在、会計年度任用職員制度に変わっていて、原則1年の契約です。当時の嘱託職員も妊娠等にかかわらず単年度契約だったと記憶しています。安心して子どもが産める環境を市が率先して行っているため、調査したいと思います。</p> <p>調査しましたが、そのような事実の確認はできませんでした。 なお、現在、任命している会計年度任用職員（旧 嘱託職員）についても、産前産後休暇や育児休業等を取得することができます。 さらに妊娠、出産又は育児休業の取得を理由として、相手に不利益を与えること（マタニティ・ハラスメント）を禁止した規程も定めており、そのような事例があった場合の相談窓口も設けております。</p>
9	保護者	市ホームページを見ると各園の在籍児童数が増えてきており、各園で先生が足りていないのではと危惧している。保育園・幼稚園の教諭不足を解消するため、待遇改善をしてはどうでしょうか。	市長	<p>保育士の確保は大切だが、一方で保育士を基準より多く採用することによる経営への影響も考えなければいけません。市の財源で給与補助などを行う場合、財政が厳しい状況です。そのため、保育士・幼稚園教諭を目指す学生向けの返済免除付きの奨学金事業を行っています。今後も幼稚園・保育園などの民間事業者と相談しながら検討を進めます。</p>
10	保護者	以前、子ども関係の手続きのため昼休み中に東庁舎を訪れましたが、昼休みの休憩中だったせいか、全員から視線を向けられるなど手続きしづらい雰囲気を感じました。仕事の合間にでしか来庁できない市民もいますので、快く迎えてほしいです。	市長	<p>ご不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございませんでした。今後、来庁者の皆様には、気持ちよく窓口に来ていただけるように接遇向上に努めるよう指導します。</p>
11	保護者	（1に関連して）「憩いの河畔公園」や「大原水辺公園」のトイレ設置は難しいとのことだが、敷地外に設置したり、仮設トイレを設置したりすることは可能でしょうか。	建設部長	<p>設置は可能です。過去には、鹿島区で市民団体から要望を受け、市民団体が管理を行うことを条件に設置した事例があります。設置については、県と協議する必要があります。</p>
12	教諭	水無川いこいの河畔公園で来年8月下旬、園の川遊びイベントを企画しています。新型コロナウイルスの影響で、子どもたちは川遊びを楽しみにしています。イベントまで整備が終わるよう、県に働きかけてください。	建設部長	<p>現在、県と復旧時期や復旧範囲などについて調整しているところです。皆さまの他に、地元の北町行政区やグラウンドゴルフ愛好者の皆さんからも要望が届いています。ご意見があったことを所管の県相双建設事務所に改めて要望して、復旧時期と内容をお知らせします。</p>

No.	発言者	発言内容	回答者	回答事項
13	市長	保護者アンケート結果を見て、小児科の平日午後の診療について改めて要望の多さを実感した。市立総合病院長には改めて、小児科の平日午後の診療についてお願いをしたところだ。一方で無理を強いる勤務をさせるわけにもいかない。実際の予約状況や健診を確認するなどして協議を進める予定です。少しお時間いただきたい。結果が分かればお知らせします。	出席者	了承しました。
14	保護者	令和3年4月から始まった多子世帯対象の住宅補助制度について、住宅購入から1年後までとする申請期間に間に合わず、申し込むことができなかった人がいると聞いています。申請期間を長く確保してはどうでしょうか。	建設部長	令和5年度に向けて制度見直しを行っているので、検討します。
15	保護者	市営住宅の入居に際し、風呂釜を自前で持ち込まなければならないと聞いた。風呂釜を持ち込まなくても良いようにできないか。例えば改修したり、以前の入居者のものをそのまま使用したりできないのでしょうか。	建設部長	法律上、風呂釜をそのまま使用することは不可で、市で設置するとしても財政上、厳しい状況です。前の入居者の風呂釜をそのまま使用する場合も、万が一使用できなかった場合に市が撤去費を負担しなければなりません。他市町村でも同様の事例があることから、県を通じて国に要望します。できるだけ入居者の希望に沿うことができるよう努力します。
16	総合病院事務部長	保護者アンケートの結果で、市立総合病院の医師・スタッフが冷たいと書かれており、根深い問題だと捉えております。総合病院では、今年度、病院の理念の見直しをしており、その中で接遇に努めることと記載しております。12月まで市民意見を募集するパブリックコメントを実施していますので、ぜひご覧いただきたい。	出席者	了承しました。

回答事項の記号「 」以降に書かれている内容は市が持ち帰りとした案件について、確認が取れた内容を追記したものです。